

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで
20 歳になったら、国民年金への加入は義務だと思って加入手続を行った。国民年金保険料は地区の納付組織により集金されており、母親が父親の保険料と一緒に納付していたはずなので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、昭和 59 年 4 月から 12 年近くにわたり付加保険料を納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金に任意加入し、加入期間に保険料の未納は無く、申立人の父親も 15 年近くにわたり国民年金に任意加入し、付加保険料を納付している。

さらに、申立人には、申立期間以外に厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金への切替えの機会が 3 回あるが、申立人は、切替手続を適切に行っており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

加えて、申立人が居住していた地区では、地区の納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたことが、町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和52年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月1日から同年5月1日まで

昭和26年4月1日にA社B支店に入社し、C支店、D支店、B支店と勤務し、57年2月1日まで勤務した。D支店からB支店に転勤になる時、病気のため1か月弱入院したが退職はしておらず、その期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

当然、厚生年金保険の加入記録があるはずであり、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社B支店が保管する給与関係帳簿により、申立人が申立期間において同支店に勤務（昭和52年2月1日に同社D支店から同社B支店へ異動）していたことが確認できる。

また、A社B支店に照会した回答文書によると、同支店は申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年2月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得（喪失）日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

佐賀厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月ごろから37年4月2日まで

A社に勤務していた弟の紹介で、同一ビルに入居していたB社に、昭和34年4月から入社し、当初は販売員としてA社で勤務した。

社会保険事務所に照会したところ、昭和34年4月から37年4月1日までの厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。

給与からの厚生年金保険料の控除や健康保険証の所持については覚えていないが、昭和44年4月にB社からもらった永年勤務表彰状(勤続10年)を所持しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している永年勤務表彰状(勤続10年)から、申立人が昭和34年4月ごろからB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は昭和60年に解散しており、人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため厚生年金保険料の控除の有無を確認することができない。

また、申立人は10人の同僚を記憶しているが、社会保険事務所が保管する当初のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険に加入していることが確認できるのは、当時の支店長及び事務担当者として推測される者の2人であり、当時の支店長は、申立人を記憶しているが、厚生年金保険料の控除の有無等についての記憶は無い上、当時の事務担当者は所在不明であり、残りの同僚8人のうち5人については、社会保険の加入記録が無く、3人については姓名のみの記憶のため特定することができない。

さらに、社会保険庁の記録から、B社は、昭和35年4月1日に厚生年金保

険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち、34年4月から35年3月までは適用事業所ではない上、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に被保険者資格を取得している全被保険者621人を確認したが、申立人の氏名は記載されていない。

加えて、B社は、所在地変更のため昭和37年4月2日に一旦全喪後、同日付けで移転先の社会保険事務所管内で厚生年金保険の適用事業所となるところ、申立人も同日付けで厚生年金保険に加入しているが、同社が当初適用を受けていた35年4月1日から37年4月1日までの間に同社において被保険者となった者は621人であるのに対し、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となった37年4月2日付で964人が被保険者となっている。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に氏名の記載がある者で連絡の取れた従業員は、同社が所在地変更後に再度適用事業所となった昭和37年4月以前から勤務していると供述しているが、申立人と同様に、同社が所在地変更後に再度適用事業所となったときから厚生年金保険に加入していることが社会保険庁の記録から確認できる。

以上のことから、B社においては、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

なお、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 403 (事案 204 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 10 月ごろから 19 年 5 月ごろまで
(A 事業所)
② 昭和 28 年 1 月から 43 年 2 月 22 日まで
(B 社)

昭和 23 年ごろ、従兄弟である当時の B 社の社長に誘われて、同社の役員として勤務したが社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険の加入記録は無いとされている。同社が厚生年金保険の適用事業所となった 28 年 7 月 1 日から 45 年 11 月 30 日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、申立内容を確認できる資料が無いなどを理由に認められなかった。

申立人の弟及び妹が申立人の勤務実態を把握していると思うので再度調査をお願いしたい。

なお、戦時中、A 事業所に勤務したこともあるので、この期間も厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、申立人及び当時の事業主が既に死亡しており、申立てを行った申立人の妻の婚姻時期も申立期間後であること、B 社の当時の人事記録、賃金台帳等の資料が確認できないこと、及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載が無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人の弟及び妹が申立人のB社での勤務の実態を立証してくれるだろうと主張しており、当委員会において、申立人の弟及び妹に対し申立人の申立期間当時の勤務状況等を確認したものの、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除等についての供述を得ることはできなかった。

また、B社に勤務していたとされる申立人の弟についても、同社での厚生年金保険加入記録は確認できない。

さらに、申立人はA事業所に勤務したため、申立期間①についても厚生年金保険加入期間として認めてほしいとしているが、海軍共済組合規則によると、当該事業所で勤務した雇員については、海軍共済組合の組合員（旧令共済組合員）である旨規定されている。念のため調査したところ、A事業所における厚生年金保険の被保険者の存在は確認できない上、当該事業所は、社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所となっていない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月20日から同年12月25日まで
昭和18年4月に、A社B事業所に14歳で入社した。寮に入り、魚雷や爆雷の製造などをする作業に従事した。
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同社での資格喪失日に誤りがあったことが判明し、20年1月20日から21年1月20日に訂正されたが、それ以降の同年12月24日まで継続して勤務したので、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、C社)B事業所が保管している在籍簿により、申立人が昭和18年4月12日から21年1月20日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社は、申立人が申立期間に在籍したことは確認できないとしている上、当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は複数の同僚等を記憶しているが、既に死亡している者、特定できない者、連絡先不明の者が多く、聴取することができた3人についても、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人は昭和18年4月12日資格取得、21年1月20日資格喪失とされ、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致しており、これ以降に申立人が、A社において厚生年金保険に加入したことをうかがわせる記載は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
平成 12 年 8 月 1 日から 14 年 3 月まで A 社に勤務した。社会保険事務所に照会したところ、14 年 3 月分について厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受け取った。14 年 3 月 31 日（日曜日）まで勤務していた上、14 年 3 月分の厚生年金保険料が控除されている給与明細書を持っている。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、A 社の給与計算を担当していた顧問社会保険労務士が保管する申立人に係る労働者名簿では、申立人の退職日は、平成 14 年 3 月 30 日と記載されている。

また、顧問社会保険労務士が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」により、A 社は、申立人の資格喪失日を平成 14 年 3 月 31 日とする届出を行っていることが確認でき、これは社会保険庁の申立人の厚生年金保険の資格喪失の記録と一致している。

さらに、申立人は「A 社では日給制だったようだ。」と供述しているところ、顧問社会保険労務士も「申立人については、日給制だった。」と供述しており、申立期間について A 社における勤務実態があったとは確認できず、申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間として確認できない。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法 14 条におい

ては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 14 年 3 月 31 日であり、申立人の主張する 14 年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から24年4月1日まで
昭和22年9月ごろからA事業所に勤務し、23年6月に同事業所が解散(同年8月15日全喪)となり退職し、同事業所の業務を引き継いだB事業所(後継 C事業所)に同年9月に就職した。その後、24年11月末まで勤務した。当時の履歴事項台帳と給与調(賃金支給記録)を所持しているため、勤務したことは間違いない。当該申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する、D県が保管していたとされる履歴事項台帳及びB事業所が保管していたとされる申立人に係る給与調(賃金支給記録)により、申立人が申立期間において、A事業所退職後、引き続きB事業所及びC事業所に勤務したことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人はA事業所において昭和22年11月1日に厚生年金保険の資格取得、23年1月1日に資格喪失した後、C事業所において24年4月1日に資格取得し、同年10月25日に資格を喪失している旨の記載があり、申立期間に申立人がB事業所及びC事業所において厚生年金保険の資格を取得したことをうかがわせる記載は無い。

また、社会保険事務所が保管するB事業所及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和24年4月1日に23人が厚生年金保険の資格を取得しており、整理番号にも欠番が無く、厚生年金保険の記号番号が新たに連番で払い出されていることが確認できる。

さらに、これら23人のうち申立人が記憶する11人について、申立人は

「B事業所から引き続き勤務した者もC事業所に組織変更した後に勤務を開始した者もいる。」と説明しているところ、社会保険庁の記録では、申立人がB事業所に勤務する以前から勤務していたと主張する元同僚2人を含むこれら11人の厚生年金保険が、昭和24年3月31日以前において未加入とされていることが確認できることから、申立期間当時、C事業所は、B事業所から勤務していた者を含む勤務開始時期が区々であった者を、昭和24年4月1日にまとめて厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

加えて、C事業所の業務を引き継いだE事業所は、人事記録、賃金台帳等、申立期間当時の書類を保管しておらず、申立人が申立期間にC事業所に在籍し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月ごろから27年5月ごろまで
(A社)
② 昭和27年7月ごろから29年8月ごろまで
(B社)
③ 昭和29年10月ごろから31年2月ごろまで
(会社名不明)

昭和25年4月ごろから27年5月ごろまでC県にあるA社で酒を瓶^{びん}に詰める仕事をしていた。杜氏を行っていた同僚二人を記憶している。

昭和27年7月ごろから29年8月ごろまで、C県D市にあるB社に、父の紹介で入社した。従業員は5人から10人くらいおり、私は商品販売を担当していた。

昭和29年10月ごろから31年2月ごろまでビーズ、又は竹製品の会社で一般事務を行っていた。同社にも父の紹介で入社した。

勤務していたことは間違いないので、これらの申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①において、申立人のA社に勤務していた記憶は比較的鮮明であり、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和27年2月7日とされており、同社は申立期間①の大半(25か月のうち23か月)において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社の元事業主の妻(後継事業所であるE社の事業主)は「当時のものと思われる賃金台帳を保管しているものの、私と夫の記載のみであり、

当時の従業員の記載は無い。その他の資料は見当たらない。そのほか何も分からない。」と供述しており、申立期間①において申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用について確認することができる資料は無い。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、元事業主の妻を除く申立人のA社に係る申立期間に在籍していたと思われる同僚7人(事業主の親族含む)は、連絡先が不明な者1人、高齢のため話を聴くことができない者3人及び既に死亡している者3人であるため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除された状況についての供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は無い上、社会保険業務センターが保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、A社の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②において、申立人のB社に勤務していた記憶は比較的鮮明であり、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の事業主は「当社は昭和62年くらいに移転をしたため、当時の資料は無い。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する申立期間と同時期に勤務していたとされる申立人と同じ職種の同僚二人の記録は無いため、申立期間当時、B社はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。なお、申立人は当該同僚二人の氏名を正確に記憶していないため、申立人に係る供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録は無く、整理番号に欠番は無い上、社会保険業務センターが保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、B社の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③において、申立人が勤務していたとする事業所について「ビーズ会社・竹製品の会社でD市F通りにあった。その会社は父親が支店長を務めていたG銀行H支店が取引先であり、電車で同支店に行っていた。」と供述しているものの、申立人はこの他にビーズ会社・竹製品の会社に関する具体的な記憶が無い。

また、D市I会館に申立の事業所について照会したものの、職員は「竹製

品の会社に関して何も分からない。また、当時から竹細工を扱っている老舗に連絡を取ってみたが、F通りにあった店は分からないし、範囲が広すぎ、何も分からないとのことであった。」と供述している上、G銀行J支店の職員は「竹製品の会社ですか。こちらの書類の保存期限は10年ですし、倒産等されていたら分かりませんし、H支店は統廃合されていて、今はもうないです。また、竹関係の会社は当時いっぱいあって、雲を掴むような話です。それらも倒産していたりしますので、何も分からない。」と供述しているため、ビーズ・竹製品の会社を特定することができない。

これらのことから、申立の事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

なお、申立てのあったすべての期間において、申立人は国民健康保険証を所持していたと記憶している上、給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する記憶は曖昧^{あいまい}である。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。